新型コロナウイルス対策関係融資

経済変動対策融資　融資枠　90億円

		融資対象	年利率	保証料率	貸付限度額　償還期間（据置期間）
危機関連保証	災害復旧関係・経済危機	大規模な経済危機又は災害等により、中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づく認定案件に起因して、原則として最近1か月の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれる中小企業者等 ※国の告示があり次第運用開始	全部保証 1．4%	0．8%	設備　5,000万円　10年以内（2年以内） 運転　5,000万円　10年以内（2年以内） 一企業限度　5,000万円 税に未納がある場合でも、分納の合意があるときは、特例的に融資の要件を満たすものとして取り扱う
ｾｰﾌﾃｨﾈｯﾄ保証4号の地域指定に連動	災害復旧関係・経済危機	中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づく指定地域内において1年以上の事業実績があり、災害等の影響を受けた後、原則として1か月の売上高等が前年同月比で 20%以上減少しており、かつ、その後の2か月を含む3か月の売上高等が前年同期比で20%以上減少することが見込まれる中小企業者等 ※3／2～　運用開始	全部保証 1．4%	0．9%	設備　5,000万円　10年以内（1年以内） 運転　5,000万円　10年以内（1年以内） 一企業限度　5,000万円
ｾｰﾌﾃｨﾈｯﾄ保証5号の業種指定に連動	不況業種対策関係	次のいずれかに該当する中小企業者等 中小企業信用保険法第2条第5項第5号で指定する業種で、 ①最近3か月の売上高等が前年同期と比べ5%以上減少している者 ②直近1か月の売上高等とその後の2か月の売上高等を含む3か月の売上高等が前年同期比で5%以上減少の見込まれる者（3か月の売上高等が算出可能となるまでの間に限る） ※3／6～　指定済み152業種に加え、旅館、ホテルなど40業種を追加指定	責任共有 償還期間 5年以内 1．3% 10年以内 1．5%	0．8%	運転　5,000万円　10年以内（1年以内）
通常の保証枠（通年）	経営安定特別関係化	次のいずれかに該当する中小企業者等 ①最近3か月の売上高等が前年同期と比べ20%以上減少している者 ②最近1か月の売上高等が前年同期と比べ20%以上減少し、かつ、その後の2か月を含む3か月の売上高等が20%以上減少見込みの者	責任共有 1．6%	0．45% ～1．9%	運転　2,000万円　10年以内（1年以内）
	経営環境変動対策関係	最近3か月の売上高又は受注量が前年同期と比べ5%以上減少している中小企業者等	責任共有 償還期間 5年以内 1．5% 10年以内 1．7%	0．45% ～1．9%	運転　5,000万円　10年以内（1年以内）

※「責任共有」とは、信用保証のリスクを信用保証協会と金融機関が負担する制度です。「全部保証」とは信用保証協会が100%保証(金融機関の負担はゼロ)する制度です。